

山口県建設工事請負契約約款
第25条第5項（単品スライド条項）
運用マニュアル

< 共通事項 >

第1章 総論・第2章 請求等手続き及び提出書類

令和7年4月

山口県 土木建築部 技術管理課

目 次

<共通事項>

第1章 総論	- 1 -
1-1 運用マニュアルの目的	- 1 -
1-2 対象工事	- 1 -
1-3 対象品目	- 1 -
1-3-1 対象品目の選定の考え方	- 1 -
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	- 1 -
1-4 請負代金額の考え方	- 2 -
1-5 スライド額算定	- 3 -
1-5-1 スライド額算定の方法について	- 3 -
(1) スライド額算定式	- 3 -
(2) 価格変動後の金額	- 4 -
(3) 減額変更の場合	- 6 -
1-5-2 部分払いを行った場合の対象数量について	- 8 -
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	- 8 -
1-7 その他	- 10 -
第2章 請求等手続き及び提出様式	- 11 -
2-1 請求時期	- 11 -
2-2 協議の手続き	- 11 -
・単品スライド請求・手続きのスケジュール	- 12 -
・提出書類等について(①～⑤は上記スケジュールによる)	- 12 -
2-3 出来形検査	- 14 -
2-4 部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い	- 14 -
2-5 複数年度にわたる維持工事の取り扱い	- 14 -
(参考) 様式類	- 15 -
(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い	- 29 -

<品目毎の取扱い方法>

第3章 鋼材類・第4章 その他の主要な工事材料	・・・・・・・・ (別冊)
第5章 燃料油	・・・・・・・・ (別冊)

第1章 総論

1-1 運用マニュアルの目的

- ・本マニュアルは、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第5項の単品スライド条項に関する受発注者間の協議を円滑に進めるため、スライド額の算定方法や請求等の手続きについて整理したものである。

- ・本マニュアルは、「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル（案）（令和4年7月）国土交通省大臣官房技術調査課ほか」の考え方を基にとりまとめた。

1-2 対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。

- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り行うことができる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。

- ・公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・対象品目の詳細については、表-1参照

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の1%を超える品目とする。

- ・鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には適用対象材料になる。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分する。

表一 1 対象品目

品目	対象材料	備考
鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品（ロックボルト等）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線等）、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料	・コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。 ・非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」とする ・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。 ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。
燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油	・潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。
その他の主要な工事材料	（アスファルト類） アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等 （コンクリート類） レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等	・対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定する。

1-4 請負代金額の考え方

- ・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来高部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格（物価資料）に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。
- ・ただし、受注者が実際の購入金額が適当であることを証明する書類を示し、適当であると認められる場合にあっては、実際の購入金額とする。

（１）スライド額算定式

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、主要な工事材料に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

※税抜き額を千円未満切り捨てとする

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$S_{\text{増額}}$: スライド額（増額変更の場合）

$M_{\text{〇〇}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{〇〇}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各材料の単価

p' : 価格変動後における各材料の実勢価格（物価資料）

D : 各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

スライド対象の判定・スライド額の算定例

		請負代金額：220,000,000		1%相当額：2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
<u>スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000</u>					

注) 価格は税込み

(2) 価格変動後の金額

ア 実際の購入金額が実勢価格（物価資料）により算出した金額を下回る場合

- 各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、実際の購入金額を用いて、上記（1）のスライド額算定式によりスライド額を算定する。なお、購入金額が採用される場合、落札率を乗じない。

イ 実際の購入金額が実勢価格（物価資料）により算出した金額を上回る場合

- 受注者が実際の購入金額が適当であることを証明する書類を示し、適当と認められる場合にあっては、実際の購入金額を用いて、上記（1）のスライド額算定式によりスライド額を算定する。なお、購入金額が採用される場合、落札率を乗じない
- この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

① 受注者からの申し出

- 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。
- その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格（物価資料）の単価（落札率考慮）を上回ることを確認する。
- 受注者から申し出があった場合、発注者はその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

② 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・証明する書類は、購入実績を証明する書類（納品書、請求書、領収書等）に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる２社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

＜見積りの留意事項＞

- ◇見積りの提出は、工期内の代表的な月（１ヶ月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ◇見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ◇地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが１社となる場合は、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
（「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が２５度以上の場合は運搬時間が１時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。）

③ 価格変動後の金額の算定

＜第１段階＞

- ・対象材料毎に実際の購入金額の単価と見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（１ヶ月以上）の単価で確認する。
- ・実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は 第２段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格（物価資料）にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第２段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格（物価資料）の単価（落札率を考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率を考慮）＋３０％とする。

＜確認時の留意事項＞

- ◇複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格（物価資料）の単価は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ◇実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ◇実勢価格（物価資料）の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類：「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・燃料油：「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・その他主要な工事材料：
鋼材類に準じるものとするが、契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる。
- ◇実際の購入金額の単価が、実勢価格（物価資料）の単価（落札率を考慮）＋３０％以内である場合は、概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定する。
- ◇＋３０％を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、発注者から提出された証明書類の金額が実勢価格（物価資料）に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

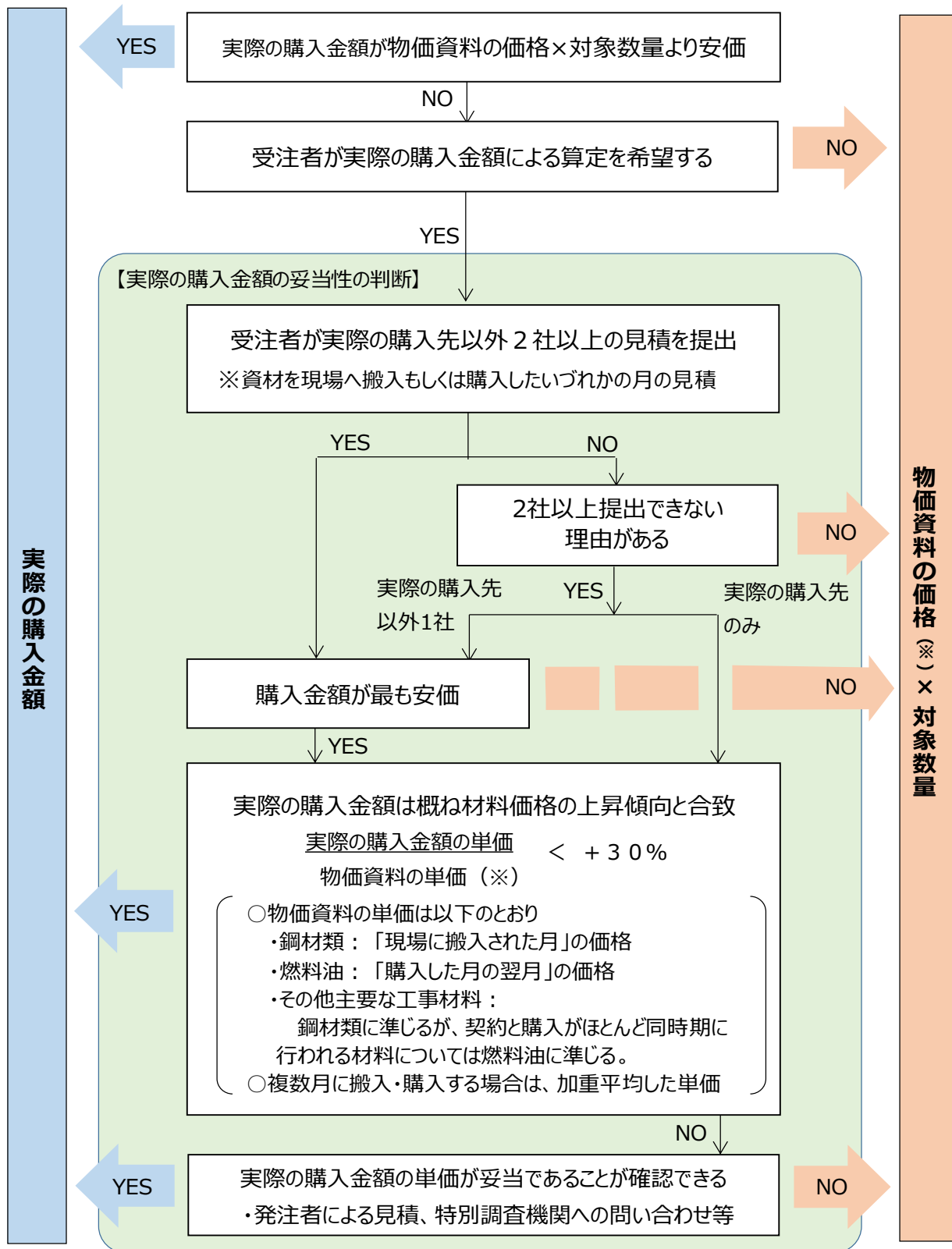
（大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせ等により、発注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認する。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格（物価資料）によりスライド変動額を算定する。

（３）減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

<参考:スライド額の算定に用いる価格変更後の金額について>



※落札率を考慮

1-5-2 部分払いを行った場合の対象数量について

・部分払いを行っている場合は、当該部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。

② 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。※

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

・全体スライド及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。

・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。

・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

・まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出する。その上で、重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、その適用日の単価を変動前の単価として単品スライド条項のスライド額を算出する。

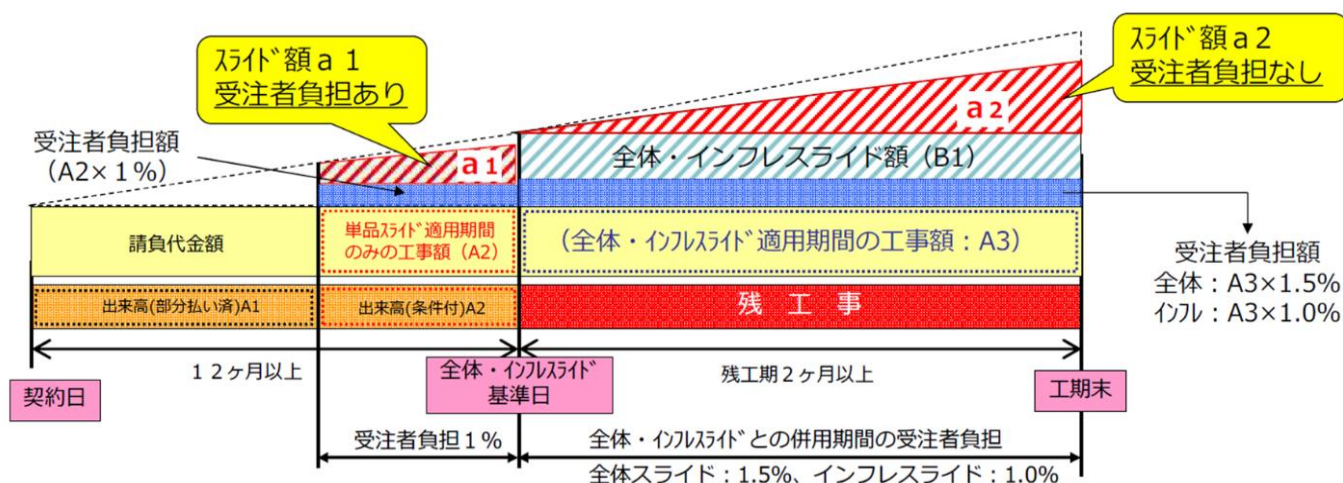
・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、単品スライド条項においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。併用される期間においては、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めない。

・ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

※P29「（参考）全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い」参照

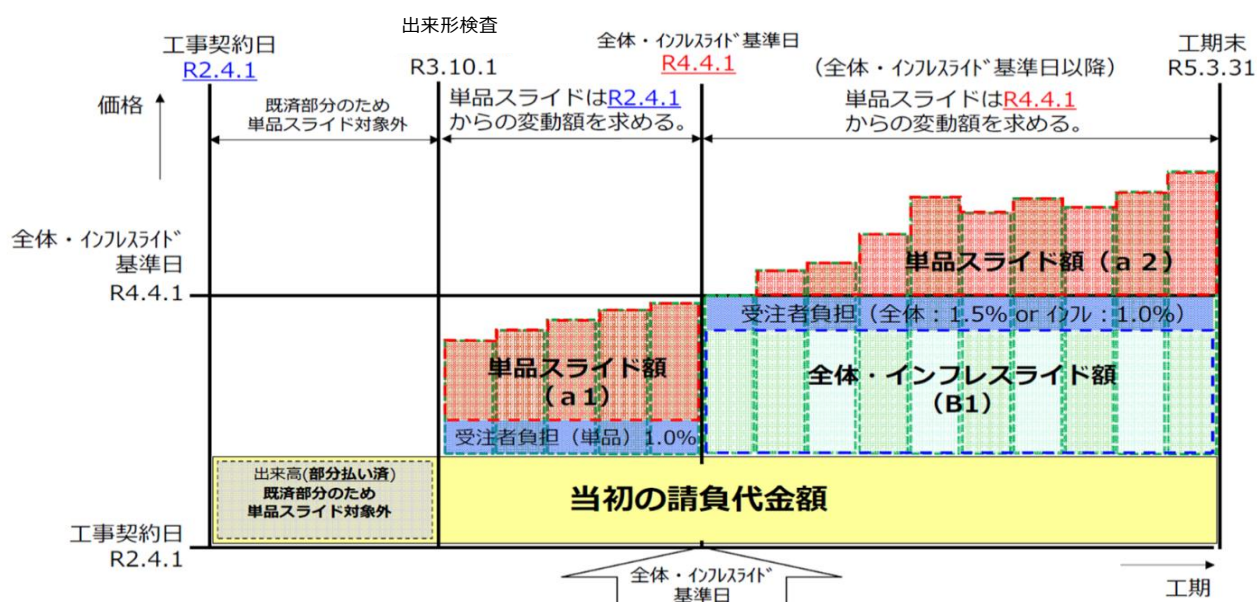
全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）

（全体イメージ）



注） 1－4 のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

（補足：単品スライド額の対象イメージ）



注） 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

・情報公開の取り扱いについて

- ・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

第2章 請求等手続き及び提出様式

2-1 請求時期

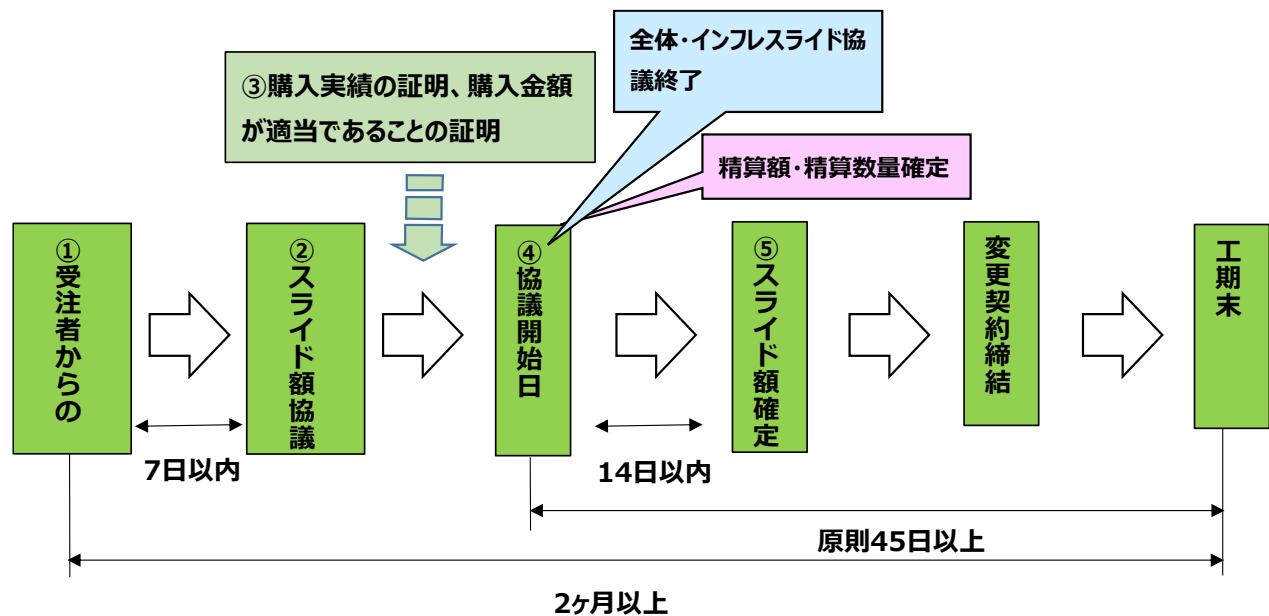
- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日(複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日)以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

- ・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする
- ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。
- ・この請求があったとき又は請求を行ったときは、山口県建設工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。

2-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更(全体スライド及びインフレスライドを含む)をすること。(原則)
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

・ 単品スライド請求・手続きのスケジュール



※最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者と十分調整の上実施すること。

・ 提出書類等について（①～⑤は上記スケジュールによる）

＜受注者が提出する書類＞

① 協議の請求

- ・ 様式— 1、1－1

③ 購入実績の証明、購入金額が適当であることの証明

- ・ 様式— 3、3－1、3－2、3－3

※様式— 3は、様式1－1でも可

※様式— 3－1～3－3は燃料油の場合のみ提出

- ・ 購入実績を証明する書類

※納品書、請求書、領収書等で対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかるいずれかの書類

- ・ 購入先以外の見積書

※購入価格が物価資料より高い場合のみ提出、理由があれば省略可

＜発注者が作成する書類＞

② スライド類協議開始日の通知

- ・ 様式－ 2

④ スライド協議開始

- ・ 様式－ 4、 5、 5－ 1
- ・ 参考様式－ 1（鋼材類）、 2（燃料油）、 3（As類）、 4（Co類）、
5（主要な工事材料類）

※参考様式は発注者がスライド額算定時に作成し、受注者へは提出しない。

⑤ スライド額確定

- ・ 様式－ 6

＜契約書第25条第5項の単品スライド条項に係る様式類＞

様式名	件 名
様式-1	工事請負契約書第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求について
様式1-1	請負代金額変更請求額概算計算書
様式- 2	工事請負契約書第 2 5 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）
様式- 3	請負代金額変更請求額概算計算書 ※様式1-1でも可
様式 3-1	請負代金額の変更の対象材料計算総括表 ※燃料油のみ
様式 3-2	各種資機材の材料証明書 ※燃料油のみ
様式 3-3	建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表 ※燃料油のみ 重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表
様式- 4	スライド変更等協議書
様式- 5	工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の対象材料内訳表
様式 5-1	スライド調書
様式- 6	工事請負契約書第 2 5 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（協議）
参考様式 1	スライド額算定表（鋼材類）
参考様式 2	スライド額算定表（燃料油）
参考様式 3	スライド額算定表（As類）
参考様式 4	スライド額算定表（Co類）
参考様式 5	スライド額算定表（主要な工事材料類）

2-3 出来形検査

- ・出来形検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・出来形検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「出来形検査申請書」に併せて記載する。（様式-7）
- ・また、発注者は出来形検査確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。（様式7-1）
- ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。（それ以降の出来形検査確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する）

2-4 部分引渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。

- ・部分引渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

2-5 複数年度にわたる維持工事の取り扱い

- ・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、受注者もしくは発注者の申し出に応じ、スライド変更契約を各年度末に行うものとする。

- ・この場合、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に当該年度末までの工期（部分引渡しに係る工事部分の当該年度末までの工期を含む。）が2ヶ月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- ・この請求があったとき又は請求を行ったときは、山口県建設工事請負契約約款第25条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「当該年度末から45日前の日」と定め、これを請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。

（参考）様式類

様式－1

年 月 日

〇〇〇〇事務所長 様

受注者
代表者
住 所
氏 名

× ○ × ○ × 工事に係る
工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、 年 月 日付け契約締結した標記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第25条第5項に基づき請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1 工 事 名 × ○ × ○ × 工事

2 請 負 代 金 額 ￥

3 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

4 請求する主要品目名・材料名
【請求する工事材料を具体的に記載】

5 変更請求概算額

※請求の際には、変更請求額概算計算書（様式1－1）を作成し、提出すること。なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

〇〇年〇月〇〇日

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者

様

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第２５条第５項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 詳細に数量計算が出来る場合は、様式－３を用いてもよい。

第 号
年 月 日

受 注 者 ○○ 様

○○○○事務所長

●●工事における

工事請負契約書第25条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

標記について、 年 月 日付けで請求のあった○○○○工事における工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

〇〇年〇月〇〇日

請負代金額変更請求額計算書

発注者

様

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 〇〇〇〇工事

記

品 目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇. 〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年□月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇年□月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	〇年□月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
単品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

品 目	規 格	単 位	数 量	購入 単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備 考
記載例											
軽油	１，２号	L	5,000	90	450,000	四国石油	R4年４月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	１，２号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	R4年５月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	１，２号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	R4年６月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	１，２号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	R4年７月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	１，２号	L	5,000	110	550,000	四国石油	R4年８月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	１，２号	L	1,000	100	100,000	四国石油	R4年９月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	１，２号	L	2,000		0	四国石油	R4年１０月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	１，２号	L	2,000		0	四国石油	R4年１１月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	１，２号	L	1,000		0	四国石油	R4年１２月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式－３－２

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例														
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	R○年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	大阪石油
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	R○年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	大阪石油
重建設機械	ブルドーザ21 t 級	回	1	－	－	四国リース	R○年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	四国石油
										計	3,000			

様式－３－３

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格		路面切削機			機械搬入所在地		札幌市西区		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		札幌市西区	
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 積)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	) +	1,880	=	139,580
					×		+		+		+		) +		=	
					×		+		+		+		) +		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格		ブルドーザ 21 t 級			機械搬入所在地		富良野町		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		富良野町	
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増	) +	地区割増・その他	=	合計
	(t 積)	(k m)	(t)													
セミトレーラ	20	50	19.973	42,000	×	0.7	+		+		+		) +	1,355	=	72,755
トラック	40	50	1.322	18,500	×	0.6	+		+		+		) +	650	=	30,250
					×		+		+		+		) +		=	
																103,005
														合計往復		206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材					機械搬入所在地		江別市		現場所在地		旭川市南が丘		機械搬出場所		江別市	
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	台数		数量（t）	×	基本運賃（t）	×	深夜早朝	+	冬期割増	）+	その他	＝	合計	
	（t 積）	（km）	（台）													
セミトレーラ	20	90	5	H 鋼（12m以内）	95	×	4,000	×	0	+		）+	0	＝	380,000	
						×		×		+		）+		＝		
						×		×		+		）+		＝		

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な
に応じて使用。

スライド変更等協議書

第 号
年 月 日

受注者
〇〇 様

〇〇〇〇事務所長

件 名：

工期又は履行期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第２５条第５項の適用に基づく
請負代金額の変更請求について別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議しま
す。

（また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。（必要に応じて記載））

工事請負契約書第２５条第５項の対象材料内訳表

品 目	規 格	単 位	数 量	備 考

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	自) 年 月 日 至) 年 月 日
スライド金額 (S)	
うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	

〇〇〇〇事務所長

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②部分払いの対象となった出来形部分 等に対する請負代金相当額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①－②) (消費税相当額含む)	
④ ($M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤ ($M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	
⑥ ($M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}$) (消費税含む・落札率考慮)	

1) スライド額 (S)

$$S_{増額} = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) + (M_{材料}^{変更} - M_{材料}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$= ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1 / 100 = \boxed{}$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110/100$$

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}, M_{材料}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}, M_{材料}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

2) スライド金額 (S') = スライド額 $S \times 100 / 110 = \boxed{}$
 (千円未満切り捨て)

3) 消費税相当額 = スライド額 (S) $\times 0.1 =$

4) スライド額 (S) = スライド金額 (S') + 消費税相当額 =

第 号
年 月 日

受注者 住所
氏名 ○○ 様

○○○○事務所長

●●●工事における

工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第25条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

なお、異存がなければ、下記の枠内に記名のうえ一部返送願います。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○工事

2. スライド変更金額（増）¥○, ○○○, ○○○. －

うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥○, ○○○, ○○○. －

上記スライド額については、承諾します。

年 月 日

受注者 住所

氏名

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式－6

第 号
年 月 日

受注者 住所
氏名 ○○ 様

○○○○事務所長

●●●工事における
工事請負契約書第25条第5項に基づく請負代金額の変更について（協議）

年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第25条
第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○工事
2. スライド変更可否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

年 月 日

〇〇〇〇事務所長 様

(受注者) 住 所

会 社 名 〇〇

担 当 者 :
電話番号 :

出来形検査申請書

下記の工事について出来形検査をされるよう工事請負契約書第 3 7 条第 2 項の定めにより申請します。

今回、申請する部分払いの範囲については、工事請負契約書第 2 5 条第 5 項（単品スライド条項）の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工 事 名	
工 事 の 概 要	
工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
契 約 年 月 日	年 月 日
期 間	着手 年 月 日 完成 年 月 日
前回出来形部分検査	年 月 日
前回までの出来形部分検査高	%
今 回 見 込	% (年 月 日)
回 数	〇回のうち〇回目

第 号
年 月 日

(受注者) ○○ 様

○○○○事務所長

出来形検査確認通知書

年 月 日 出来形検査を行った結果、下記のとおり確認する。

工 事 名			
工 事 場 所	地内		
工 期	着 手 期 日	年 月 日	
	完 了 期 日	年 月 日	
請 負 代 金 の 額	金 円		
出来形部分等に対する 請負代金相当額	金 円		
備 考	当該出来形検査で確認した出来形部分については、 工事請負契約書第25条第5項に規定する単品スライド 条項の適用対象とすることができる。		

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項 目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対 象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1. 5%	対象工事費の1. 0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1. 0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能